

鳥取県景観計画

- 目 次 -

1 目 的

2 良好な景観の形成に関する方針

- (1) 景観形成の基本的な考え方
 - ア 現状認識
 - イ 基本方針
- (2) 景観形成の施策方針
 - ア 施策を推進する区域
 - イ 施策を重点的に推進する区域
 - ウ 行為規制の実施
 - エ 公共事業における景観形成

3 景観計画の区域

- (1) 景観計画区域
- (2) 景観形成重点区域
 - ア 大山景観形成重点区域
 - イ 沿道海浜景観形成重点区域

4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- (1) 景観法第16条第1項第4号の規定により、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として条例で定める行為
- (2) 景観計画区域における制限
 - 景観形成基準
- (3) 景観形成重点区域における制限
 - ア 大山景観形成重点区域の景観形成基準
 - イ 沿道海浜景観形成重点区域の景観形成基準

5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

6 景観法第8条第2項第5号に掲げる事項のうち良好な景観の形成のために必要なもの

- (1) 屋外広告物の表示等の制限に関する事項
- (2) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- (3) 上記以外の事項

7 適用

1 目 的

本計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条及び鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第8条の規定に基づき、本県が行う景観行政の区域、景観形成の基本理念、景観形成の基本方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定め、これらに基づいて実施される景観形成施策や景観形成活動における県、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするものである。

2 良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の基本的な考え方

ア 現状認識

本県は、北は日本海に面し、鳥取砂丘や弓浜半島など白砂青松の海岸が続く中、浦富海岸のような急峻な海蝕地形も所々にある。また南の中国山地には、その最高峰の大山を始めとする秀峰が連なり、西から東まで緑にあふれ、コンパクトな県土の全域にわたって、四季の彩り豊かな美しい自然が保たれている。

こうした豊かな自然が、特色のある街並み、家並みを有する市街地や農山村集落、平野部に広がる豊かな田園空間や山間地域の手入れされた棚田や人工林など、各地域の歴史や文化、生活に根ざした人為の所産を包み込み、一体となって本県固有の優れた景観を形成している。

イ 基本方針

本県の優れた景観は、それに囲まれて暮らす人々に安らぎや潤いを与えて豊かな生活環境をもたらし、そのような郷土への誇りと愛着を育む、県民全体の貴重な共有財産であり、現在の県民すべてが広くその恵沢を享受するとともに、より良い形で将来の県民に継承していくべきものである。

そのためには、現にある良好な景観を保全するとともに、新たに良好な景観を創造していく必要があり、これについては、県、市町村、県民及び事業者が、一体となって適正に推進していかなければならない。

(ア) 県の責務等

市町村と協働して、県民及び事業者が景観形成の必要性についての理解を深めるよう啓発に努めること。

市町村と協働して、景観形成活動を担う人材の育成に努めること。

地域の特性及び市町村の意向に配慮しつつ、基本的な景観形成施策を総合的に推進すること。

市町村が県の景観形成施策との整合性に配慮しつつ、地域の特性に応じた景観形成施策を主体的に推進するよう必要な協力を行うこと。

(イ) 県民の責務

景観形成の必要性についての理解を深めること。

地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めること。

景観形成施策に協力すること。

(ウ) 事業者の責務

事業活動を行うに当たり、景観形成のために必要な措置を講ずるよう努めること。
地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めること。
景観形成施策に協力すること。

(2) 景観形成の施策方針

ア 施策を推進する区域

本県では、前述のとおり、全県にわたって豊かな自然があり、これがその中にあ
る市街地や集落、周辺に広がる田園等と分かち難く結び付いて良好な景観を形成し
ていることから、県下全域にわたって景観形成を推進するものとする。

ただし、良好な景観は、地域固有の特性と密接に関連するものであることにかん
がみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよ
う、その多様な形成が図られなければならないことから、景観形成のための行政施
策は、地域及び住民に密着した地方公共団体である市町村が、地域特性に応じてき
め細かく主体的に推進するのを基本とすべきである。

したがって、そのような体制が整っている市町村の区域は、県が景観形成施策を
推進する地域から除外して、当該市町村の主体的な施策展開を妨げないようにし、
県としては、それ以外の地域において必要とされる基本的な景観形成施策を実施す
るに止める。

イ 施策を重点的に推進する区域

本県は、四季の彩り豊かな美しい自然や、地域の歴史や文化に根ざした街並みなど、
景観形成上貴重な資産を数多く保有している。それらを保全し、次代に引き継いでいくた
め、次のような地域については、景観形成施策を重点的に推進する。

山地、渓谷、海岸、河川、湖畔等の豊かな自然を有する地域
歴史的な建造物又は街並み、遺跡、遺構等を有する地域
空間的な広がりのある田園景観又は人家と田園・里山が一体の古里的
景観を有する地域

良好な景観は豊かな生活環境の基盤である。日常生活で多くの人々が利用し、活動する
都市空間や公共空間において良好な景観を創造することは、本県の生活環境を景観面から
向上させる上で極めて重要であり、次のような地域についても、景観形成施策を重点的に
推進する。

幹線道路、鉄道、空港、港湾等主要な交通施設とこれに隣接する地域
都市機能の中核施設が集積している地域

ウ 行為規制の実施

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、これらが調和した土地利用がなされるよう、景観形成に支障となる行為を規制していく必要がある。

大型建造物の築造行為や、自然を開発する行為は、景観形成に支障となるおそれのある行為の代表的なものだが、県下ではそれら以外にも、土石の採取、廃棄物の堆積などの行為が景観形成に支障となっている例も少なからずあり、また近年では、派手な夜間照明が夜景をかく乱し、生活環境を損なう事例も発生している。

そこで、これら景観形成に支障となりかねない行為については、事前にあまねく把握して適切な指導監督を行うべく、小規模な行為その他の景観に対する影響が軽微な行為等を除き、すべて事前届出制度の対象とする。

届出に対する勧告や公表、更には処分は、人々の生活や経済活動を過度に抑圧することとならないよう、客観的で明確な基準に基づいて行うとともに、明らかに景観形成や生活環境の保全に支障となるものについては、処分など実効ある措置を講じていく。ただし、そうした措置は、市町村長や鳥取県景観審議会の意見を聴く等、十分な事前手続を経た上で、支障除去のため必要最低限の内容で行うものとする。

エ 公共事業における景観形成

国の機関や県、市町村が行う行為については、景観法による事前届出制度の対象外とされており、是正勧告等が行われることはないが、そうした行為が届出対象行為以上に景観形成に支障となる例も少なくない。したがって、当該行為を行う国の機関等から事前届出に代わる通知を受けた場合において、当該通知に係る行為の内容が届出対象行為であれば勧告を行うべきものであるときは、勧告に代えて景観法第16条第6項の規定による協議を求める等必要な措置を講ずるものとする。

国の機関等が行う行為のうち、土木その他の建設事業(公共事業)に係るものは、整備される施設の規模や存続期間、利用者の多さ等から、地域の景観や生活環境に多大な影響を与えることもあり、景観形成において先導的な役割を果たすことが求められる。したがって、当該行為については、上記により届出対象行為と同様の基準に適合させるだけに止まらず、一般の届出対象行為以上に景観形成に配慮したものとする必要がある。

そこで、公共事業に係る行為を、単に景観形成に支障とならないのみならず、良好な景観形成に積極的に貢献するものとするために留意すべき事項を「公共事業景観形成指針」として別に定め、県においてその遵守徹底を図るとともに、国や県下の全市町村に配慮を要請していくものとする。

3 景観計画の区域

(1) 景観計画区域

県下の景観行政団体でないすべての市町村の区域とする。(全体区域図参照)

豊かな自然に恵まれた本県では、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域と周辺の田園、森林、山地、海岸、河川等が一体となって良好な景観を形成しており、県内全域が景観法第8条第1項各号のいずれかに該当する土地であると考えられることから、県内全域を景観計画区域とする。

ただし、地域の特性に応じた景観形成施策を主体的に推進する体制が整い、景観行政団体となっている市町村(鳥取市、倉吉市及び米子市)の区域は、県の景観計画区域から除外して、当該市町村が地域の実情に応じてよりきめ細かな施策展開を主体的に推進できるようにする。

(2) 景観形成重点区域

景観計画区域のうち、次のいずれかに該当する地域及びその周辺の地域であって、県土の景観形成上特に重要なものについては、より厳しい基準により景観形成を重点的に推進するため、下記ア及びイの2つの景観形成重点区域を設定する。

山地、渓谷、海岸、河川、湖沼等の豊かな自然を有する地域
歴史的な建造物又は街並み、遺跡、遺構等を有する地域
空間的な広がりのある田園景観又は人家、田園・里山が一体の古里的景観を有する地域
幹線道路、鉄道、空港、港湾等主要な交通施設とこれに隣接する地域
都市機能の中核施設が集積している地域
その他景観形成を重点的に推進する必要があると認められる地域

ア 大山景観形成重点区域

中国地方の最高峰である大山とその裾野は、優れた自然景観、歴史的景観を有し、県のシンボルともいえる景観形成上重要な地域であり、平成6年4月15日に鳥取県告示第366号で大山景観形成地域に指定され、良好な景観が維持されている。

本区域を景観特性に基づき以下の4つに区分する。

山上景観保全区域・山麓景観形成区域・田園景観形成区域・沿道景観形成区域
(区域図参照)

イ 沿道海浜景観形成重点区域

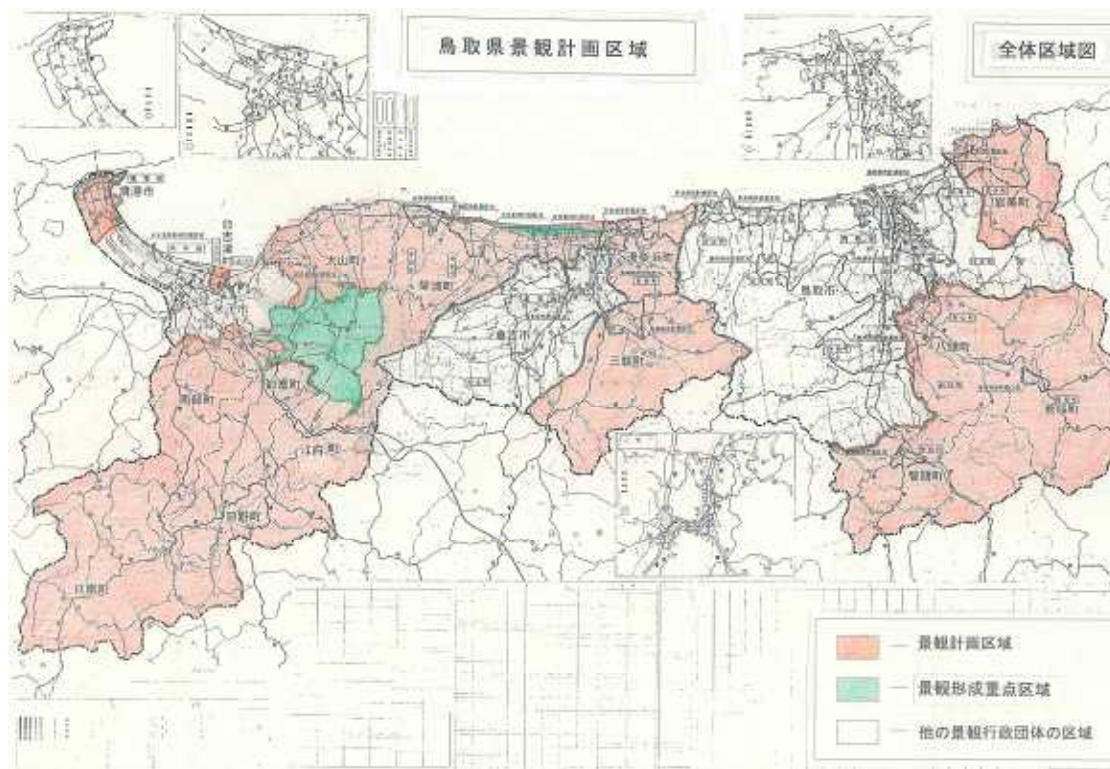
県内の主要な幹線道路である国道9号及び国道431号の沿線の一部には、海岸林と一体となった砂浜等の景勝地が連続し、県民のみならず鳥取県を訪れる多くの人々に鳥取県の景観を印象づける重要な地域があり、平成7年8月1日に鳥取県告示第561号で沿道海浜景観形成地域に指定され、良好な景観が維持されている。

本区域を景観特性に基づき以下の2つに区分する。

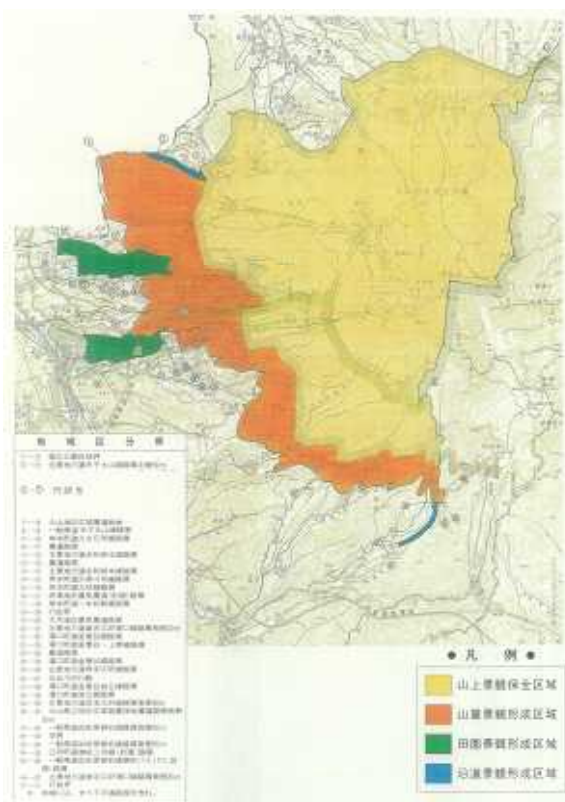
北条砂丘景観形成区域・弓ヶ浜景観形成区域 (区域図参照)

景觀計画の区域

鳥取県景觀計画区域图 (全体区域图)



大山景觀形成重点区域图



沿道海浜景觀形成重点区域图

・北条砂丘景觀形成区域



・弓ヶ浜景觀形成区域



4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- (1) 景観法第16条第1項第4号の規定により、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として条例で定める行為

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）を除く。）

木竹の伐採

屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

特定照明（夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明。以下同じ。）

届出対象行為等

景観法第16条第1項の規定に基づく届出及び同条第5項後段の規定に基づく通知が必要となる行為及び同条第7項の規定に基づきこれらの義務を除外されることとなる行為の種類及び規模を整理すると、当該届出又は通知が必要とされる行為は、別表1となる。

- (2) 景観計画区域における制限

景観形成基準

景観計画区域（景観形成重点区域を除く。）における景観形成基準（景観法第8条第3項第2号に規定する規制又は措置の基準をいう。以下同じ。）は、別表2のとおりである。

- (3) 景観形成重点区域における制限

ア 大山景観形成重点区域の景観形成基準

大山景観形成重点区域における景観形成基準は、別表3のとおりである。

イ 沿道海浜景観形成重点区域の景観形成基準

沿道海浜景観形成重点区域における景観形成基準は、別表4のとおりである。

5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木については、当面指定する予定がないことから、指定の方針は定めないものとする。

6 景観法第8条第2項第5号に掲げる事項のうち良好な景観の形成のために必要なもの

(1) 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

屋外広告物は景観の阻害要因となりうるものであることから、その適正な表示、設置を規制誘導することは景観形成上極めて重要である。したがって、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、良好な景観の形成に関する方針と調和が保たれるよう、必要な制限を行うものとする。

(2) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農山村においては、自然の造形を背景として、気候風土に適した形で農林業を営む中で、それぞれの地域に固有の個性ある美しい景観がつくられてきたことから、景観農業振興地域整備計画は、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する観点から策定するものとする。

(3) 上記以外の事項

景観法第8条第2項第5号ロ及びハに掲げる事項については、すべての公共施設について「公共事業景観形成指針」を別に定めるので、「景観重要公共施設」に限って特別な事項を定める必要がないことから、定めないものとする。

同号ホに掲げる事項については、自然公園法（昭和32年法律第161号）の基準以上の基準を定める必要を認めないことから、定めないものとする。

7 適用

本計画は、平成19年10月1日から適用する。

別表 1

届出対象行為等

1 届出対象行為

次の(1)から(4)に掲げる行為のうち各表に定める規模を超えるものについては、景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をしなければならない。

(1) 景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為：建築物の建築等

届出対象行為	景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域
建築物の新築又は移転(右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	当該建築物の高さが13m又は建築面積が1,000㎡(商業地域等()にあっては、高さが20m又は建築面積が1,500㎡)	当該建築物の高さが5m又は延べ床面積が10㎡
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超える建築物において、当該行為に係る部分の面積が10㎡	

商業地域等

都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

(2) 景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為：工作物(建築物を除く。)の建設等

届出対象行為	景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域
工作物の新築又は移転の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。()	煙突、排気塔その他これらに類するもの	当該工作物の高さが5m(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが1m、かつ、地盤面から上端までの高さが5m)
	広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの	
	電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの	
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
	彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	鉄柱、木柱その他これらに類するもの(の支持物を除く。)	
	観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの	
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	
	石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
	汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの	
電線、索道用架線その他これらに類するもの(それらの支持物を含む。)	当該工作物の高さが20m	当該工作物の高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)が13m
塀、さく、垣(生け垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの	当該工作物の高さが3m	当該工作物の高さが1.5m
自動車車庫、物件の保管の用に供する施設その他これらに類するもの	当該工作物の高さが13m又は築造面積が1,000㎡	当該工作物の築造面積が10㎡
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超える工作物において、当該行為に係る部分の面積10㎡	

(3) 景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為：開発行為

届出対象行為	景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域
開発行為	当該行為に係る土地の面積が 10,000 m ² 又は当該行為に伴い生じるのり面若しくは擁壁の高さが 5 m かつ長さが 10 m	当該行為に係る土地の面積が 500 m ² 又は当該行為に伴い生じるのり面若しくは擁壁の高さが 1.5 m

(4) 景観法第16条第1項第4号により届出が必要な行為

届出対象行為	景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (開発行為を除く。)	当該行為に係る土地の面積が 10,000 m ² 又は当該行為に伴い生じるのり面若しくは擁壁の高さが 5 m かつ長さが 10 m	当該行為に係る土地の面積が 500 m ² 又は当該行為に伴い生じるのり面若しくは擁壁の高さが 1.5 m
木竹の伐採	伐採面積が 10ha	伐採する木竹の樹高が 10 m 又は伐採面積が 500 m ²
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積物件の高さが 5 m 又はその用に供される土地の面積が 1,000 m ²	堆積物件の高さが 1.5 m 又はその用に供される土地の面積が 100 m ²
特定照明	当該照明の対象となる建築物等の高さが 13m	当該照明の対象となる建築物等の高さが 5 m

2 適用除外とする行為

1の(1)から(4)までの表に定める規模以下の行為及び1の(2)に掲げる種類の工作物以外の工作物の建設等のほか、次に掲げる行為については、景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をすることを要しない。

(1) 景観法第16条第7項第1号に掲げるもの：通常管理行為、軽易な行為その他の行為で景観法施行令(平成16年政令第398号。以下「政令」という。)で定めるもの

政令第8条

地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

仮設の工作物の建設等

次に掲げる木竹の伐採

ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

から までに掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 建築物の建築等

(イ) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の工作物(道路(私道を除く。))から望見されることのないものに限る。)及び消火設備を除く。)の建設等

(ウ) 木竹の伐採

(エ) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(高さ1.5メートルを超えるものを除く。)

(オ) 特定照明

ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 建築物の建築等

(イ) 高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

(ウ) 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

(エ) 土地の開墾

(オ) 森林の皆伐

(カ) 水面の埋立て又は干拓

(2) 景観法16条第7項第2号から第10号までに掲げるもの

非常災害のため必要な応急措置として行う行為（景観法第16条第7項第2号）
景観法第55条第2項第1号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第15条の15第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為（景観法第16条第7項第6号）
景観法第61条第1項の景観地区内で行う建築物の建築等（景観法第16条第7項第8号）
地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。）特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。）防災街区整備地区整備計画（同項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。）沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。）が定められている区域に限る）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為（景観法第16条第7項第10号）

景観法第16条第3号から5号まで、第7号及び第9号に掲げるものについては、本県では該当なし。

(3) 景観法第16条第7項第11号に掲げるもので政令で定めるもの

政令第10条

景観計画に定められた開発行為又は政令第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて景観法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で景観法第22条第3号イ又はロ（第24条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1号第1項の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
文化財保護法（昭和25年法律第214号）又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）に係るもので以下の行為
文化財保護法第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

独自に定めるもの（行為の規模及び工作物の種類によるものを除く。）

- 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの
 - 自然公園法第10条第3項若しくは第16条第3項の認可を受けて行う行為、同法第20条第3項本文、第21条第3項本文若しくは第22条第3項本文の許可を受けて行う行為、同法第33条第1項本文の届出に係る行為、同法第68条第1項後段の協議に係る行為又は同法第68条第3項の通知に係る行為
 - 鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）第8条第2項の承認を受けて行う行為、同条例第11条第3項本文の許可を受けて行う行為、同条例第13条第1項の届出に係る行為、同条例第16条第1項後段の協議に係る行為又は同条例第2項の通知に係る行為
 - 鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第16条第4項本文の許可を受けて行う行為、同条例第18条第1項本文の届出に係る行為、同条例第20条第1項後段の協議に係る行為又は同条例第20条第2項の通知に係る行為
 - 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項本文又は第34条第1項本文若しくは第2項本文の許可を受けて行う行為（同法第25条第1項第10号又は第11号に掲げる目的を達成するために指定された保安林において行われるものに限る。）
 - 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項本文の許可を受けて行う行為（同法第9条の規定により当該許可があったものとみなされるものを含む。）
 - 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例11号）第2条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条例第2項後段の協議に係る行為
 - 文化財保護法第43条の2第1項本文、第127条第1項本文又は第139条第1項本文の届出に係る行為
 - 鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第14条第1項本文若しくは第34条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項本文（同条例第35条において準用する場合を含む。）若しくは第35条の6第1項本文の届出に係る行為
 - 景観計画において景観計画区域若しくは景観形成重点区域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為（当該区域が既に景観計画区域として定められていた場合にあつては、1の（1）から（4）までの表に掲げる景観計画区域に係る規模以下のものに限る。）
 - その他次に掲げる行為
 - 設置期間が90日を超えない建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - 建築物等の改築で、その外観又は色彩の変更を伴わないもの
 - 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採
- 鳥取県景観形成条例第13条第3号に掲げる行為で次に掲げるもの
 - ア 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場において行われるもの
 - イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第6号に掲げる荷さばき施設又は同項第8号に掲げる野

- 積場若しくは貯木場において行われるもの
- ウ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域において行われるもの
 - エ 堆積された物件を外部から見通すことができない場所で行われるもの
 - オ 堆積の期間が90日を超えないもの
- から までに掲げる行為に準ずるものとして規則で定める行為

3 特定届出対象行為

1の(1)及び(2)の行為はすべて、景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とする。
(形態意匠の制限のうち色彩の規制に適合しない場合は、同項又は同条第5項による措置命令の対象とする。)

景観計画区域における景観形成基準（景観形成重点区域を除く。）

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告及び同条第 6 項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第 17 条第 1 項の規定による処分の基準)													
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 														
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 															
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 			<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 												
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	外観	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とすること。 壁面設備、屋上設備等とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 														
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 <p>・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="2">彩 度</th> </tr> <tr> <th>商業地域等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>6 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>6 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>色彩に関する事項については、日本工業規格の Z 8721（色の表示方法 三属性による表示）による。以下同じ。</p>				有彩色の色相	彩 度		商業地域等	その他	0.1R ~ 10R	6 以下	4 以下	0.1YR ~ 5Y	6 以下	6 以下	上記以外の色相
有彩色の色相	彩 度																
	商業地域等	その他															
0.1R ~ 10R	6 以下	4 以下															
0.1YR ~ 5Y	6 以下	6 以下															
上記以外の色相	6 以下	2 以下															

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)
		<p>ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。</p> <p>商業地域等とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</p> <p>・送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</p>		
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。 		
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積（建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。）の3%以上を緑化すること。 ・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更（鉱物の掘採及び土石の採取を除く。）	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大なり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>のり面は緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
土石の採取又は鉱物の掘採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大なり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>のり面は緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告及び同条第 6 項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第 17 条第 1 項による処分の基準)							
	遮へい	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。								
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。								
木竹の伐採	方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地の境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。									
	緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。								
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。								
	遮へい	<p>・展望地等から堆積されている物件が見えないよう遮へいすること。</p> <p>・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。</p> <p>・塀、さく等(高さ 3 m 以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。</p> <table border="1" data-bbox="466 1189 805 1395"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R ~ 10R	4 以下	0.1YR ~ 5Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。
有彩色の色相	彩度										
0.1R ~ 10R	4 以下										
0.1YR ~ 5Y	6 以下										
上記以外の色相	2 以下										
特定照明	方法	<p>・特定の対象物を照射するものであること。</p> <p>・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。</p>	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。								

大山景観形成重点区域における景観形成基準

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第 16 条第 3 項の規定による 勧告及び同条第 6 項の規定による協 議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に 従わないことを 公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第 17 条第 1 項の規 定による処分の基準)	
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する展望地等及び周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・山上景観保全区域及び山麓景観形成区域にあっては、既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・その他の区域でも尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 		
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 			
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等（道路に隣接して設ける以外にその設置目的を達成することができないと認められる広告板、塀等（以下「沿道広告等」という。）を除く。）の敷地が幹線道路に接する場合は、その路肩から 5 m（沿道景観形成区域にあっては 2 0 m）以上後退した位置とすること。 幹線道路とは県道、広域農道及び岸本町道岸本大原線をいう。以下この表において同じ。 ・沿道景観形成区域外の建築物等（住宅等（専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物をいう。以下同じ。）を除く。）は隣地との境界線から 5 m 以上離れた位置とし、当該区域内の建築物等及び当該区域外の住宅等は、隣地との境界線からできる限り離れた位置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 		

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第 16 条第 3 項の規定による 勧告及び同条第 6 項の規定による協 議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に 従わないことを 公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第 17 条第 1 項の規 定による処分の基準)								
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> 電柱及び送電塔等以外の建築物等の高さは 20m (山上景観保全区域にあっては 13m とし、周辺樹木の高さがそれら以下の場合には当該樹木の高さとする。) を超えないこと。 電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。 大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 									
	外 観	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等は背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 									
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した色彩とすること。 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 <table border="1" data-bbox="475 1265 801 1473"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあつては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあつては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。 ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩 度	0.1R ~ 10R	2 以下	0.1YR ~ 5Y	4 以下	上記以外の色相	2 以下	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 左欄の基準を遵守しないことにより景観形成に支障が生じる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準を遵守しないことにより景観形成に支障が生じる場合
有彩色の色相	彩 度											
0.1R ~ 10R	2 以下											
0.1YR ~ 5Y	4 以下											
上記以外の色相	2 以下											
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 その地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。 外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。 										

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第 16 条第 3 項の規定による 勧告及び同条第 6 項の規定による協 議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に 従わないことを公表する基 準)	変更等命令基準 (景観法第 17 条第 1 項の規 定による処分基準)
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積(建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。)の3%以上を緑化すること。 幹線道路と接する部分には、植栽を設置すること。 緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)	位置	<ul style="list-style-type: none"> 急斜面は避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> 長大なり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 のり面は緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。 		
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 長大なり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 のり面は緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう周囲に植栽を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第 16 条第 3 項の規定による 勧告及び同条第 6 項の規定による協 議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に 従わないことを 公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第 17 条第 1 項の規 定による処分の基準)							
木竹の伐採	方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並び に道路及び隣接地との境界付近に存 する樹林は、伐採しないこと。									
	緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	・左欄の基準に基づく勧告等 に従わないことにより、景 観形成に支障が生じる場合 において、やむを得ずそう せざるを得ない事由が十分 に認められないとき。								
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源、そ の他の物件の 堆積	位置	・沿道景観形成区域にあつては、道路 等に敷地が接する場合には、その境界 線から 2.0 m 以上後退すること。	・左欄の基準に基づく勧告等 に従わないことにより、景 観形成に支障が生じる場合 において、やむを得ずそう せざるを得ない事由が十分 に認められないとき。								
	方法	・物件を積み上げる場合は、できる限 り低い高さで整然と行い、道路及び隣 接地との境界線から十分間隔をとるこ と。	・左欄の基準に基づく勧告等 に従わないことにより、景 観形成に支障が生じる場合 において、やむを得ずそう せざるを得ない事由が十分 に認められないとき。								
	遮へい	・展望地等から堆積されている物件 が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和す る方法により行うこと。 ・塀、さく等(高さ 3 m 以下のもの) により遮へいを行う場合、そのベース カラーは次のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="478 1064 805 1265"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R ~ 10R	2 以下	0.1YR ~ 5Y	4 以下	上記以外の色相	2 以下	・左欄の基準に基づく勧告 等に従わないことによ り、景観形成に支障が生 じる場合において、やむ を得ずそうせざるを得な い事由が十分に認められ ないとき。
有彩色の色相	彩度										
0.1R ~ 10R	2 以下										
0.1YR ~ 5Y	4 以下										
上記以外の色相	2 以下										
特定照明	方法	・特定の対象物を照射するものである こと。 ・対象物以外への照射は最小限とし、 光源の照射角度を下げる、光源等にカ バーやルーバーを設置する等により、 周辺や上空へ光が漏れるのを防止する こと。	・左欄の基準に基づく勧告 等に従わないことによ り、景観形成に支障が生 じる場合において、やむ を得ずそうせざるを得な い事由が十分に認められ ないとき。								

沿道海浜景観形成重点区域における景観形成基準

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する展望地等及び周辺からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 		
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等（住宅等及び沿道広告等を除く。）の敷地が幹線道路に接する場合には、その路肩から5m（北条砂丘景観形成区域にあつては、国道9号の南側に接する場合に限り2.0m）以上後退した位置とし、敷地上の制約からそれが困難な場合には、できる限り後退させ、植栽を設置すること。 ・幹線道路とは国道9号及び国道431号をいう。以下この表において同じ。 ・北条砂丘景観形成区域（国道9号の北側に限る。）及び弓ヶ浜景観形成区域内の建築物等（住宅等を除く。）は、隣地との境界線から5m以上離れた位置とし、それらの区域外の建築物等及びそれらの区域内の住宅等は隣地との境界からできる限り離れた位置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の松林から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 ・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)								
	外 観	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等は周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区又は周辺に山稜又は樹林がある地区にあつては、屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 									
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した色彩とすること。 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限に抑えること。 外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあつては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあつては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩 度	0.1R ~ 10R	2 以下	0.1YR ~ 5Y	4 以下	上記以外の色相	2 以下	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 左欄の基準を遵守しないことにより景観形成に支障が生じる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準を遵守しないことにより景観形成に支障が生じる場合
	有彩色の色相	彩 度										
0.1R ~ 10R	2 以下											
0.1YR ~ 5Y	4 以下											
上記以外の色相	2 以下											
素 材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。 外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。 											

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積(建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。)の3%以上を緑化すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 		
開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)	位置	<ul style="list-style-type: none"> 急斜面は避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> 長大なのり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 のり面は緑化可能な勾配とすること。擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。 		
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	
木竹の伐採	方法	<ul style="list-style-type: none"> 既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。 	

対象行為	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	公表基準 (左欄の基準による勧告等に従わないことを公表する基準)	変更等命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)							
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界から十分間隔をとること。	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。								
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から堆積^{たい}されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等(高さ3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R ~ 10R	2以下	0.1YR ~ 5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。
有彩色の色相	彩度										
0.1R ~ 10R	2以下										
0.1YR ~ 5Y	4以下										
上記以外の色相	2以下										
特定照明	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にかバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	・左欄の基準に基づく勧告等に従わないことにより、景観形成に支障が生じる場合において、やむを得ずそうせざるを得ない事由が十分に認められないとき。								